

Title	修正せられたるフィシャー氏の物価調節策
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.2 (1919. 2) ,p.246(98)- 263(115)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190201-0098">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190201-0098</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は其理由を解するに苦しむものであつて、特殊銀行法の強行法規たる性質より考ふるときは明かに不當のこと、言はねばならぬ。此點に關する詳論は他日を期すべきが(近刊拙著工業政策第六章にも多少は論じて置いた)、要するに評者は現在の解釋によるときは我不動産銀行をしても興業銀行と相俟つて鑛業貸付を開始せしむべきものであると思ふ。而して前述の如く鑛業に對する適當なる金融機關を缺除せる現狀に於ては一層然りと云はねばならぬ。

以上評者は本書の内容の一部を批評せんと欲して思はぬ支路に奔り、平素抱懐せる卑見の一端を吐露するに至つた。若し夫れ此等の點に關して著者並に大方識者の指教を受くるを得ば獨り評者の幸のみではないであらう。妄評多謝。

(大正七—二二—三二、稿)

## 修正せられたるフイシャー氏の物價調節策

高城仙次郎

### 一 緒 言

米國エール大學アービング・フイシャー氏は數年前物價調節の一策を考案して發表したことがあるが、其の要點は物價騰落の程度に準じて、金貨と金の地金との引換率を時々變更し、之に依りて金貨流通の數量を調節し、以て物價の變動を緩和しやうと云ふのであつた。之を我國の貨幣制度に適用して説明するとせば、假りに物價平準が或る期間内、例へば三ヶ月間に一割騰貴せりとすれば、純金約一匁を含有せる五圓金貨一枚を政府に提供して金の地金と引換を請求

する者に對しては純金一匁一分を交附し、又金の地金を輸納して金貨の鑄造を要求する者あるときは五圓金貨一枚に付き同じく純金一匁一分を提供せしむるのである。而して、斯くの如く物價が騰貴せる際に、金貨對地金の引換率を其騰貴率に正比例して改正するとせば、一方に於ては金貨の數量を減退せしめ、若しくは少くとも金貨流通額膨脹の傾向を阻止し、又一方に於ては購買力の縮少せる金貨の價值を人為的に引上げるの結果を呈するが爲めに物價が従前の平準に復するか、或は、假りに物價が低落せすとすも、少くとも其の騰貴率が緩和せらるゝに至るであらう。

而して、物價が上文の假定に於けるが如く一割騰貴せずして、假りに其反對に一割低落せりとせば、金貨對地金引換率をば同じく一割引下ぐるのであるが、其場合には物價の低落は阻止

せらるゝに至るのである。斯くの如く、物價の變動に正比例して金貨對地金の引換率を更改すれば、縱令物價の騰落を全然防止すること不可能なりとするも、少くとも其の著しき自然的變動を大に緩和することを得るに相違ないとはフイシャー氏の主張であつた。

フイシャー教授が此物價調節策を提案したのは戦争前のことであつたが、歐洲大戰亂勃發後に於ける世界一般の物價騰貴率が戦争前の率の比でなく、従つて米國に於ても我國に於けると同じく物價調節に關する議論が盛んとなつたが爲めに、フイシャー氏は以前に倍して自家の考案に成れる調節策實施必要を高調しつゝあつたのであるが、最近に至りて氏は多少以前の方策に改訂を施して之を近々出版せらる可き『米國復興問題』(American Problems of Reconstruction)——此書物は或は米國に於て今日既に發行せら

に居るかも知れない——と題する論文集に發表せらるゝ由である。此著述は數十名の専門家の合著であるが、上述のフイシャー氏の論文は其一章として掲載せらるゝ筈にて、題して『弗の購買力の標準化』(Stabilizing the Dollar in Purchasing Power)と云ふのである。予は幸にして上記書物の出版前に調製せられたるフイ論文の別刷一部の寄贈を受けたるが故に、左に其の主要なる論點を紹介しやうと思ふ。此論文に載せたる事項は(一)物價變動の事實、(二)物價變動の原因、(三)物價變動の弊害、及び(四)其の救済策であるが、予が茲に其の大意を紹介せんと欲するは此救済策、即ち物價調節策に外ならぬ。

## ニ フイシャー氏の物價調節論

フイシャー氏は物價の暴騰が種々の弊害を醸す所以を論述し轉じて物價調節策を講述するに

及んで、冒頭所謂生計費の昂騰を緩和するには二箇の問題を解決するを要するものであつて、此二問題とは、(一)個人の所得を構成する弗の數、及び(二)各一弗の購買力の兩問題に外ならないが、氏が論せんと欲せるは此第二の問題即ち弗の購買力に在りと云ふことを斷つて居る。フ氏の説に隨へば、生計費の昇騰に對する他の緩和策中には物價の平準をば直接に又は著しく低下せしめ得るもの殆んどないのである。物價の公定すらも其の例外たるを得ない。例へば、物價の最も著しき低落を實現せしは鋼鐵に於ける七割の下落であるが、此暴落と雖も一般物價の平準に對しては殆んど何等の影響を及ぼして居らない。米國中央政府の勞働統計局の編纂に係る物價指數は此鋼鐵の市價の暴落に依りて僅かに一パーセントの三分の一の低下を示して居るに過ぎない。又、假りに小麥及び石炭の市價

を一割下落せしむるとするも、物價指數に對する影響は一パーセントを出でないのである。要するに、物價の公定に依りて實現せしめられたる市價の低落が一割以上に出でたる實例の稀なるを記憶せば、如何に思ひ切つて物價を公定するとも、夫れに依りて一般物價平準を著しく向下せしむるの不可能であることが了解せらるゝであらう。

然らば、如何にせば、此物價調節の問題を解決することが出来るであらうか。曰く、今日の如く物價を暴騰せしめたる真正の罪人は『弗』に外ならないのであるが故に、此『弗』の購買力を一定不變のものたらしむれば良いのである。一弗なるものは單に或る一定量目の金に過ぎないのであつて重量の一單位が價值の一單位たるの働きを爲して居るのである。而かも一オンスの二十分の一に相當する純金の一塊(金一弗の重

量)が價值の單位たることを得ないのは尙ほ砂糖一斤若しくは鶏卵一打が價值即ち一般購買力の單位たること能はざるに類するではないか。價值の單位をば重量に依りて定むるの愚なることは長さの單位を重量に依りて言ひ顯はすに比す可きである。以前流行した或る俗歌に下の如きことが歌つてあつた。或る商人が靴下一箱の値段を聞かれて、『一箱一弗です』と答へた。其時顧客が『夫れでは一箱貫ひまじやう』と云つて、商人に一弗を渡したるに、商人は箱より靴下を全部出して、空箱を客に與へ、『お賣致したのは箱で、靴下ではありません』と云ふた。

米國にて一弗と稱するものは此靴下の箱の様なものである。弗は形式に於ては何等の變化を來して居ないが、其の内容を失ひつゝあるのである。尤も弗の場合には内容の抜取が當事者の一方に依りて故意に行はれて居るのでないが、



此事情の爲め問題が一層複雑となる。如何となれば、損害を蒙りし者の訴へ出るを得る處がないからである。是れは、恰かも靴下の購入者が第三者をして靴下をば箱より勝手に出し入れせしむることに豫じめ無理矢理に同意せしめられたると同一であると云ひ得る。

一弗の重量が従前と少しも異ならないとしても、我々を何等益する所がないではないか。其重量が同一であると云ふことは生計費暴騰より生ずる吾人の苦痛を少しにても緩和するものであらうか。吾人の要求するは一弗が常に同一量の麴包、牛酪、牛肉、燻肉、大豆、砂糖、衣類、薪炭、又は其他の貨物と交換せらるゝことである。即ち、既に吾人が碼尺、一封度の分銅、プシエル樹、馬力、ツボルト等、否な弗以外に於ける總ての商取引上の單位を標準化したると同じく、弗の標準をも定めねばならぬ。商取引に

欲する者は室外より望遠鏡を通じて觀覽するの規定に爲つて居る。

要するに、古代の粗雑なる度量衡は最早現代に於ける取引の標準として用ゆるに足らざるものと看做されて居るのであつて、弗は此等原始時代に於ける不完全極まる標準の唯一の遺物である。假りに米國に於て大統領の帶の長さが一碼と定められたる場合に、巨軀を以て有名なるタフト氏の大統領時代に結ばれし反物の取引契約——碼を標準とせる——が寧ろ瘦形なるウイロンソン氏が大統領たる今日に於て履行せらるゝとせば、如何なる結果を呈するであらうか。

而かも、此碼尺の縮少は夫れよりも遙かに重要なる商取引上の碼尺たる弗に於ける收縮以上に重大なるものではない。況んや、此弗と稱する碼尺たるや長さの標準たる碼尺を以て計算する僅少の取引契約に於てのみ用ゆるものに非ず

用ゆる此等の單位が原始時代の粗雑なる標準より現代の正確なる單位に進化する迄には幾多の變遷を経たものであつて、今日に於ては近世科學の力に依りて總ての種類の度量衡は出來得る限り精密に公定せられて居るのである。昔し一碼と云へば一部落の酋長が用ひて居つた帶の長さであつた。其後、ヘンリー一世の腕の長さを一碼と稱し、更に其後倫敦塔に碼尺の標準として一本の鐵棒を陳列したことがあるが、今日、華盛頓市の度量衡局には碼尺の公定標準として或る一種の合金を以て製作せる一本の棒を備へてあるが、其合金が氣温の變動の爲めに伸縮することのないのを以て有名であるにも拘らず、此標準碼尺は硝子の箱に入れて一定の温度を保てる一室に之を置き、且つ人が之に近付けば體温が室内の温度を變動せしむることある可きを虞れて、人の接近することを禁じ、之を見んと

して、總ての商業上の契約の標準たるものなるに於ておやである。

要するに、價值、換言すれば、貨物に對する一般購買力の正確なる標準は金にせよ、銀にせよ、小麦にせよ、將た又其他如何なるものにせよ或る一種類の貨物のみ之を求む可きでない。一般に貨物に對する弗の購買力を一定不變ならしめんと欲せば、此弗の價值をば此等貨物の合成標準に之を求めねばならぬ。假りに、左に列擧する諸種貨物の分量の合計を以て一弗と稱するとせよ。

- 一、材 木 二呎
- 二、小 麥 一ブッシュェルの二十分の一
- 二、牡 犢 一封の四分の三
- 四、肉 牛封
- 五、石 炭 三十封
- 六、小 麥 粉 一樽の百分の一

七、	砂	糖	一封
八、	豚	半封	
九、	棉	花	一封の三分の一
十、	石	油	一ガロンの三分の一
十一、	鶏	卵	一個
十二、	牛	乳	一パイント
十三、	牛	酪	一夸
十四、	玉蜀黍		一ブッシュェルの三十分の一
十五、	馬鈴薯		一ブッシュェルの二十五分の一
十六、	靴		一足の百分の一
十七、	乾草		一封半
十八、	獸皮		一夸
十九、	煙草		一夸(産地に於て)
二十、	精製煙草		半夸
二十一、	豚脂		一夸半
二十二、	製革		半夸
二十三、	羊毛		一夸の七分の一
二十四、	鋼	鐵	一封の四分の三
二十五、	銅		一夸

二十六、	鹽	誤	一夸の十分の一
二十七、	アルコール		一ガロンの三分の一
二十八、	石	鹼	二夸

此等二十數種の貨物は合衆國の勞働統計局の編纂せる物價指數に編入せる三百種の貨物の一部分であつて、右表に示したる各貨物の分量を標準として此勞働統計局の物價指數に編入せる三百種の貨物の分量を定め、千九百九年に於ける各其の代價を計算して其總計を求むれば、同年には一弗に相當せるを見るのである。

若し米國が其年に於て、此一弗に相當せる三百種の貨物の或る分量を價值の單位と定めたりとせば、——換言すれば、此三百種の貨物を容れたる袋より成る合成の一弗をば購買力の一單位と定めたりとせば、——此合切袋が常に一弗の價值を有す可きは明かである。而して吾人の生計費——少くとも、其袋の中に容れられたる

代表的貨物の代價——が昂騰又は低落するが如きことはあり得ない。此三百種の貨物が常に一弗にて賣買せらるゝのは此等貨物の總量が一弗と定められたからである。約言すれば、此等三百種の貨物を容れたる合切袋の價格を一定不變のものとなし得るは現在純金の價格を一定不變のものとなし得るに異ならない。或は此合成弗と雖も理想的のものに非ずして、價值の絶體標準たることを得ざるやも測り難けれど、此合成標準が現に使用しつゝある價值の單位に比して遙かに優秀なるものであることは何人と雖も否定せぬであらう。

されど、論者或は斯くの如き合成弗が國內に流通し、又は輸出入に用ゐらるゝとせば、多大の不便を醸す可きことを指摘するやも測り難い言ふ迄もなく、三十封の石炭を容れたる其弗袋は重も過ぎて運搬に不便である。又、石炭、木

材、乾草を容れたる其袋はポケットに收むることが出来ない。鶏卵は腐敗するの虞れがある。一足の靴を百分すれば其の價值が消滅する。此等の貨物よりも金は貨幣の材料として遙かに適して居る點がある。如何となれば、金は腐敗なることなく、且つ容易に細分し、容易に運搬し、且つ容易に賣却することを得るからである。されば、此等の美點を有する金をば尙ほ依然として交換の要具として用ゐなければならぬ。唯吾人は其の價值の變動を緩和し、金一弗をして常に上記の合切袋に對する購買力を維持せしめねばならぬ。貨幣は今日二個の重大なる職分を有して居るが、其の一は交換の要具たることであつて、他は價值の標準たることである。金が貨幣として用ゐらるゝに至つたのでは交換の要具に適したるものなるが故であつて。價值の標準として有用なるものであるが爲めでない。



金が價值の「好標準であると思惟されたが爲めに、貨幣として用ひらるゝに至れりとの説は何等根據のなきものであると思はれる。金が最初貨幣として用ひらるゝに至つた時代には、物價指數なるものが無かりし故に、金が果して價值の標準として正確なるものなりしや否かを考察することが不可能であつた。否、其當時に於ては、價值の標準を制定するの必要もなく、又、價值の標準に就きて人が顧慮することも少なかつた。如何となれば、約束手形、不動産抵當貸付、又は公債、債券と云ふが如き、期限付取引が、假りに行はれたりとするも、頗る稀有のことであつたからである。殆んど總ての取引は其時〜に完結せられたのであつた。

されど、現代に於て頻繁に行はるゝ如く、若し或る人が貨物を購入し、三ヶ月後に其の代金を支拂ふことを契約するとせば、問題が複雑と

なる。其支拂期限の來りしときに、『弗』が契約を結びし當時と同一であるか否かは當事者に取っては重大問題であらねばならぬ。而かも今日、約束手形、不動産抵當貸付證書、鐵道會社を債公債等の形式に於て行はるゝ數ヶ月、數ヶ年、數十年、否、當時には數百年にも亘る長期の貸借契約は數十億弗の巨額に達せるが故に、貨幣の職分中、價值の標準たることを、換言すれば、債務決濟の標準たることは他の職分、即ち交換の要具たることよりは重要となつた譯である。

要するに、吾人の祖先が交換の要具として重寶なる物を發見せるが爲めに、吾人は今や不完全なる價值の標準に依りて苦しめられ居ると云ひ得る。其弊害を除去するには金を依然交換の要具として用ゆるも、同時に、金をして安全なる價值の標準たらしむるを要する。金貨本位を廢止せずして、之を改良す可きである。換言す

れば、金貨を廢止せずして、其の價值をば上記の合成弗又は貨物弗の價值と一致せしむ可きである。

### 三 物價調節案

フイシャー教授は、斯くの如く、物價を調節する爲めには、金貨本位の制度を更改するの必要なる所以を説きたる後、進んで其改正の一案を叙述して居る。曰く、金本位制改良の要旨は金貨の量目を適宜に變更するに在る。金一弗の量目は現今一定せられて居るが爲めに、其の價値が變動するのであるが故に、金一弗の量目を變動せしめて、其の購力を一定せしめねばならぬ。何人と雖も、金一弗の量目が其の購買力と密接の關係を有せることを否定する者はあるまい。金を多量に提供せば、多量の貨物を購入し得るではないか。即ち、金一弗に相當する二五・八グレインの金よりも多量の金を交附せば、二

五・八グレインの金を以て購買し能ふよりも多量の貨物入手し得るは勿論である。若し金一弗が純金二五・八グレイン即ち約一毫の二十分の二に非ずして、一毫、一封、又は一噸なりしならば、此量目の多き金一弗を以て現今に於けるよりも多量の貨物を購入し得るに違ひない。換言すれば、其場合に於ける物價平準は現今よりも低位なるに相違ない。

墨其西哥の金一弗は米國の金一弗よりも量目少なく、従つて其の購買力も低いではないか。南米の或る二三の國に於ける金一弗は墨其西哥に於けるよりも尙一層軽く、其購買力も亦夫れに比例して低いのである。コロンビヤ國に於て一回の靴磨に對して十五弗拂つた人があると云ふ。而かも、若し墨其西哥又はコロンビヤが米國及び加奈太に於けると同一の弗を採用せば、其兩國に於ける弗の購買力の昂騰す可きこと換

言すれば、此際物價平準の低落すべきことを疑ふ者はあるまい。而して、斯くの如く、金一弗の購買力が其の量目に比例して増減す可きものならば、若し金一弗の購買力が減少せる際に金一弗の重量は其減少を補ひ得るだけ増加し、又、其の購買力が増加せる際には其反對に金一弗の重量をば増加率に相當せるだけ減少せば、金一弗の購買力は現時の如く常に變動せずして、一定せらるゝに至るであらう。

されど、論者或は金一弗の公定量目をば如何にして變更するを得るやと問ふかも知れないが是れは決して不可能事ではない。如何となれば、金貨量目の變更は過去に於て屢々實行せしことであるからである。米國に於ても金一弗の公定量目は既に二回改正せられて居るではないか。第一回は千八百三十四年で、一弗の量目を七パーセント輕減し、第二回は千八百三十七年で一

パーセントの十分の一だけ増加した。若し一世紀中に純金の量目を一回又は二回變更することを得るならば、一ヶ月中に一二回之を變更することは不可能ではあるまい。

而して、若し紙幣並に金貨の兩種の代りに金貨證券のみを通貨として流通せしむるとせば、金一弗の量目に於ける此月次の變更は過去に於て長期間内に僅かに一回宛行ひたるものより寧ろ遙かに容易に實行し得るであらう。金貨は合衆國に於て、實際は、殆んど全部『黃背紙幣』、即ち、金貨證券(金の預り證書)に依りて代表せられて居るのであつて、金其物は政府の金庫に貯蓄されて居り、夫れも往々にして金貨ではなくして、金の桿棒に過ぎないのである。従つて、今日に於てすらも、既に米國の通貨の大部分は紙幣なるが故に、假令通貨が全部紙幣であるとするも、大なる不便を醸すことはあるまい

開戦前に英國に於て嗜好上金貨を常に携帯して居つた者の大部分は既に其習慣を捨て、居るのであるから、カリフォルニア及びオレゴン兩州に於て尙ほ此習慣を有する少數の米國人の大部分も同じく間もなく此習慣を脱することであらう。

従つて、米國に於て金貨の流通を全然廢止することは既に一般的習慣となれるものをば單に法律を以て制定するに過ぎないのである。又、假りに、此改正が行はれたりとも、五弗金貨、十弗金貨等が度々改鑄せられて、各々重量を異にせる數種の同一額面價格の金貨が市場に流通するに至るが如きことはない。讀者は金貨なる概念を全く捨て、一弗とは單に大藏省の金庫に貯藏せる純金の或一定量に外ならぬものであつて、此量目は時々變更せらるゝものなるも、一定の時に於ては常に確定せるものなることを記

憶するを要する。

而かも、金貨の廢止は現行の金貨本位制を根本的に變改するものではない。金鑛業者は依然として、今日に於けるが如く、造幣局又は試金局へ金塊を輸納し、之に對して、現在に於けるが如く、金貨證券を受取るのである。此金貨證券と引換に金を政府に賣却するは所謂『自由鑄造』制度の要諦に外ならない。

加之、大藏省貯藏の金塊は、今日と同じく、金貨證券の引換に用ひらるゝのである。例へば貴金屬品製作者又は金塊輸出者は、今日と同じく、金貨證券を提供して大藏省の金塊を受取る事が出来る。斯くして、大藏省の回收せし金貨證券に依りて代表せらるゝ各金一弗は製作品の原料として内國市場に流出するか、或は海外に流出するのである。換言すれば、量目は變動するも價值の一定せる弗貨が金融市場より金製



品製作業又は海外に流出するのである。而かも、此流出は金貨證券の「正貨引換」に外ならない。正貨引換請求の普通の目的は金貨の輸出又は溶解に存するのである。

斯くの如く、新制度の下に於ても、金貨の自由鑄造——否な寧ろ金の自由預入——並に金の自由引換は現制度と同様に行はるゝのであつて、前者は金貨證券の流通額を膨脹せしめ、後者は之を收縮せしむるものである。

若し斯くの如く、金の流通が全部代表紙幣の形式を以て行はるゝとせば、金貨幣が實際に流通せる場合に於て遭遇するが如き不便又は混亂を醸生することなくして、金一弗の量目を容易に變更し得るは明瞭である。政府は唯一定の時に於ける額面一弗の金貨證券に對する金塊の交換率を變改するを要するのみである。例へば乾物商が金一弗に對して販賣する砂糖の分量を

任意に變更すると同じく、政府も亦金紙の引換率を容易に改正するを得る。勿論、此引換率の増減は金一弗の購買力に生じたる變動を補正する程度に於て行はる可きである。

されど、如何なる標準に依りて金一弗の量目を變更す可きであるか。曰く、此標準としては物價指數を用ゆるを得る。勞働統計局をして物價指數を調製し或る一定の期間毎に、例へば毎月一回之を發表せしめよ。即ち、同局は毎月上述の合切袋の賣價をば其合切袋に容れたる貨物の市市を基礎として計算し、之を發表布告する。大藏大臣は此指數に基きて金一弗の量目を更改する。換言すれば、金貨證券對金塊引換率を増減し、以て金貨證券の購買力を調節するのである。斯くすれば額面一弗の金貨證券の價値は常に金一弗の價値に等しく、金一弗の價値は究局の價値の標準たる貨物弗の價値と常に等しから

しむることを得る。例へば、若し貨物の合切袋の時價を代表する物價指數が従前よりも一パーセント昂騰せりとせば、弗貨の購買力が低下せるを示すのであつて、従つて弗貨の公定量目を直ちに一パーセント引上ぐるのである。

而かも、若し何故に、此際弗貨の引換率を一パーセント方引上ぐれば、物價指數は正に以前の平準に復す可きものなりやと問ふ人あらば、吾人は其調節が果して正確に行はるゝものなるか否やは之を斷言することを得ずと答へざるを得ない。此調節の程度を豫言すること能はざるは尙ほ自動車の廻轉機を廻はしたる際に、自動車が適當の角度を以て方向を變換するか否やを豫知すること不可能なるに類する。而かも、調節が不充分なるか、或は過大ならば、翌月の物價指數は其事實を明示するに違ひない。絶體に完全なる補正は不可能である。されど、若し多

少にても誤算あらば、次回の調節期に至りて明白となるが故に、結局之を修正するは不可能ではない。

例へば、弗貨の量目を一パーセント増加したるにも拘らず、翌月尙ほ物價指數が一パーセントの昂騰を記録せりとせば、弗貨の量目を更に一パーセント引上ぐる。而かも、尙ほ其の翌月物價指數が平準より半パーセント高かしとせば、即ち一〇〇・五なりとせば、量目を更に半パーセント増加するのである。

又、之に反して物價指數が九十九に低落することありとせば、そは弗貨の購買力が收縮せるを示すものなるを以て、此際には弗貨の量目を一パーセント輕減する。斯くの如くして、弗貨量目の増減に依りて物價平準が適當なる標準と大なる開きを有するに至ることを防ぎ得るのであつて、物價平準の變動は自ら僅少となる。若



し此調節策を實行すれば、物價指數は、過去に於て吾人の經驗したるが如く、急激に昂落することなくして、其の變動は一〇一・一〇一・五、一〇一・一〇〇、一〇〇・一〇二、一〇一・五、一〇〇、九八、九九、九九、九九・五、一〇〇と云ふが如くに表はれ、實數と標準との差が一又は二パーセント以上に達することは稀となるであらう。

最後に此調節策を實行するに當りて、輔取業者が政府に損失を蒙らしむることを豫防する爲め、金塊の預入者より少額の手數料を徴收し、此手數料の率以上に非貨の量目を一度に變更することなきの規定を設く可きである。

#### 四 舊案と新案との比較

以上はフイシヤー教授が最近發表せる物價調節策の梗概であるが、戰前提唱せる舊案と對比するに、兩者の間に主要なる點に於て相違せるを見るのである。前案に於ては、フ氏は金貨を

依然として流通せしめ、唯金貨對地金引換率をば物價指數の昂落に比例して改正す可きことを唱へたのであつたが、新案に於ては金貨の流通を全然廢止し、金貨證券を以て唯一の通貨と爲し、此金券對金塊の引換率をば物價指數の騰落に準じて變改す可きことを主唱せるのである。此訂正はフ氏の物價調節策を一層實用に適せるものならしめたと思ふ。金貨を依然として流通せしむるとせば、金貨對地金の引換率が引上げられたる場合は兎も角、之が引下げられたる場合には、金貨が溶解せらるゝ虞れがある。又、通貨の缺乏を補ふ爲めに、新金貨を鑄造發行するの必要ある可く、而かも此新貨は當然其鑄造當時に於ける金塊交換率を標準として製造せらる可きものなるを以て、新舊諸種の金貨が同時に流通するの結果を呈し、取引に少なからざる不便を感せしむるに相違ない。又、

假りに、新たに金貨を鑄造發行する毎に舊貨を回收するとせば、此不便を除去するを得るも、其回收に頗る煩瑣なる手數を要する。

之に反して、新調節策は金券を以て唯一の通貨と爲すものなれば、此等の缺點不便は之を豫防するを得る。又、貨幣制度維持に要する政府の經費も新策に於ては舊案よりも遙かに少額であらうと思はれる。如何となれば、金券の印刷費及び保管費は金貨の鑄造費及び貯藏費よりも低廉であるからである。

#### 五 フ氏物價調節策の批評

物價調節に對するフイシヤー教授の新案が何處に於ても容易に實行し得るものであることは否定するを得ない。殊に、我日本國に於けるが如く、金貨本位國なるに金貨は實際に市場に流通することなく、日本銀行の兌換券が唯一の無制限法貨たるの結果を呈せる國に於て然りであ

る。然しながら、此物價調節策が果して考案者の思惟せるが如く、債權者と債務者との間に於ける關係を公平ならしむるものであるかに就きては多少の疑を挾む餘地がないでもない。先づ第一に、假りに、米國に於ては金貨證券、我國に於ては日本銀行兌換券に對する純金引換率をば物價の騰落に依りて更改し、以て物價指數を常に一〇〇ならしむることを得るとしても、此一事が必ずしも貸借關係を絶體に公平ならしむるものではない。如何となれば、東京の物價と長崎の物價との間には常に多少の開きを存し従つて異なりたる程度を以て騰落するものなるが故に、東京の物價指數を以て正貨引換率を更改せば、東京の債權者を利するも、長崎の債務者に損害を蒙らしむることなきを保し難い。長崎の物價指數を用ゐたるに、之と正反對の結果を呈することある可きは勿論である。或は

全國に於ける物價の平均を以て物價指數を計算せば、此弊害を除去するを得可しと思惟する者あるやも測り難けれど、全國に亘る幾千幾萬の都市町村の物價をば毎月調査計算するは不可能なれば、全國と云ふ雖も、四五の大都會の平均を求め得るに過ぎざれば、此等大都會以外の地方に於ける取引者にしては上述の弊害は尙ほ依然として存在するならんと思はる。加之、此等の幸福なる四五大都會に對しても、平均は結局綜合的に公平なる結果を與ふるに過ぎずして、個々の都會に於ける債權者及債務者の一部は物價平準の人爲的調節に依りて却つて著しき損失を蒙ることなしと云い難い。

次に、一步を譲つて物價指數を完全に計出するを得るとしても、其物價指數に編入計上せらるゝ貨物は必ずしも債權者及び債務者が全部常に多量に賣買するものでなきが爲めに、物價平

準の人爲的調節は却つて一部の人に不測の損失を蒙らしむるの結果を齎すこと絶無なる可しと斷言するを得ない。

最後に、縦合物價の人爲的調節は全完に、且つ總ての人に對して公平に之を行ふこと不可能ならずとするも、物價の人爲的調節は果して結局人類を裨益するものであらうか。動植物中には一年を通じて一定せる温和なる氣温中に之を飼養又は培養せば、著しき繁殖力を示すものが尠くない。されど、人類は之に反して氣候が一年中に兩三回宛稍々著しく變動する温帶地方に於て肉體的且つ精神的に最も發達するも、氣候が比較的一定せる熱帶及び寒帶地方に於ては其發達頗る遅々たるものがあるではないか。惟ふに、環境の變化は人類に對して一時的に苦痛を與ふるものなるが、其苦痛は應て人間の活動を刺戟し、結局其の肉體的及び精神上の發達を

誘致するものである。若し果して然らば、物價の變動も亦人間の經濟的知識を増進し、且つ經濟的活動を醸生するものではあるまいか。従つて、物價の人爲的調節は故らに人類の物質的幸福の自然的増進を阻害するの傾向を呈しはしまいか。勿論、物質的環境の變化は可なりと云ふも、急激なる變化は人類の發達を害するのみならず、其の滅亡を來たすことあると同じく、物質の暴騰若しくは其暴落は却つて一國の經濟界のみならず政治を攪亂するの虞れあれば、物價の急激なる變動は之を豫防し或は人爲的に緩和す可きである。然しながら、其の範圍内に於ては自由放任を可とするのではあるまいか。

要するに、フイシャー氏の物價調節策は實行し得るものであり、又實施すれば、少なからざる効果を齎す可きことに就きては疑を容るゝ餘地がないが、物價は之を人爲的に調節す可きか

否やが問題であると思ふ。然しながら、我國に於ても物價調節問題が盛んに論議されつゝある際なる故に、フイシャー氏の案の概要を紹介し、且つ之に對して聊か妄評を加へた次第である。

### 經濟時事評論

安川 貞三

#### 現實暴露の悲哀

歐洲大戰亂が我國をして一躍成金國たらしめたことは何人も拒むことの出来ない所であらう。見よ輸出貿易は大正二年の六億が同七年に十八億となり、正貨の保有高は四億から十五億に上つてゐる。其他郵便貯金、銀行預金、手形交換高、將た又企業資本にしる苟も經濟界の推移